



UFCドーピング防止プログラム

# UFC アンチ・ドーピング 方針

2021年1月

## 内容物

概要: プログラムの目的とポリシーの適用	1
第 1 条: ドーピングの定義	2
第 2 条: アンチ・ドーピング規則違反	2
第 3 条: ドーピングの証明	5
第 4 条: UFC 禁止表及び TUE	6
第 5 条: 検査及びドーピング捜査	8
第 6 条: 検体の分析	10
第 7 条: 結果の管理	11
第 8 条: 公平、公正、及び独立した聴聞を受ける権利	16
第 9 条: [意図的に省略]	17
第 10 条: 個人に対する制裁措置	17
第 11-13 条: [意図的に省略]	23
第 14 条: 守秘義務及び報告	23
第 15 条: 決定の適用及び承認	26
第 16 条: [意図的に省略]	26
第 17 条: 時効	26
第 18 条: 教育	27
第 19 条: [意図的に省略]	27
第 20 条: アンチ・ドーピング方針の改訂と解釈	27
第 21 条: 競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務	27
第 22 条: 権利放棄及び免責	28
第 23 条: 経過規定	29
付属文書 1 定義	30

## プログラムの目的

本アンチドーピング方針は、競技者の健康と安全を保護し、公平な立場で競技を行う権利を守るための UFC の取り組みの中心的かつ不可欠な部分である UFC は、本アンチ・ドーピング方針で、あらゆるプロスポーツにおいて最も効果的で進歩的な最高のアンチ・ドーピング・プログラムを提供することを目的にしている。

本アンチ・ドーピング方針は、世界アンチ・ドーピング規程(以降「規程」)に基づいて作成され、本書に記述される場合を除き、規程に合致する方法で解釈及び適用される。

本アンチ・ドーピング方針は、UFC スポーツが実施される条件を統制するスポーツ規則から構成されている。それは刑法及び民法と本質的に異なり、刑事及び民事訴訟に適用される国内法及び法的基準の対象とされる、又は制限されるものでもない。事実及び訴訟の法律を検討する際、すべての司法及び判決機関は、本アンチ・ドーピング方針の本質を認識及び尊重し、基になる規程が何か世界中の利害関係者の広範なスペクトルの総意を表すという事実を保護し、公正なスポーツを行なうことを確認する必要がある。UFC は、本プログラムに基づくすべて、又は一部の責任及び権限を米国アンチ・ドーピング機構、その他のアンチ・ドーピング組織、又はアンチ・ドーピング・サービスを提供する第三機関に委ねることがある。明示的な権利が UFC に留保又は委任されている場合を除き、本プログラムでの UFC への言及には、USADA、その他のアンチ・ドーピング組織、又は、UFC が委任したアンチ・ドーピング・サービスを提供する第三機関が含まれる。

## 方針の適用範囲と適用

本アンチ・ドーピング方針は、UFC 及びその役員、従業員、及び個々の下請け業者、さらには UFC 主催の試合の参加者に適用される。また、以下にも適用される。競技者、競技者のサポートスタッフ、及びその他の人に適用され、各自が UFC との契約、競技委員会による認可、UFC 主催の試合における認定及び参加の条件として、又は UFC の試合に参加する競技者の準備において、本アンチ・ドーピング方針による管理に同意し、UFC 及び USADA の本アンチ・ドーピング方針を施行する権限を受け入れ、第 8 条に指定される聴聞パネルの本アンチ・ドーピング方針に基づいた案件を聴聞及び判断する管轄を受け入れたと見なされる。具体的には、本方針は以下に適用される。

**A.** UFC との契約発効日から契約終了日まで、又は UFC に対して競技からの引退を通知するまでの間、UFC と契約している(すなわち、プロモーション契約を締結した)すべての競技者(疑義を避けるために、競技者が同一の又は新しいプロモーション契約に基づいて UFC に戻った場合、本アンチ・ドーピング方針がその競技者に適用されるものとする)；

**B.** 職業的又はスポーツ関連の立場において、競技者と共に行動し、治療を行う、若しくは支援を行う、又は UFC 又は USADA に対して競技者が特定したサポートスタッフ。

本アンチ・ドーピング方針の対象である間に、アンチ・ドーピング方針違反を行った競技者、サポートスタッフ、又はその他の人は、UFC 又は USADA の権限終了を引き起こした関係の後でも結果管理及び措置該当する範囲内の目的で本アンチ・ドーピング方針対象の適用が維持される。

## 第1条: ドーピングの定義

ドーピングとは、本方針の第2.1 項から第2.10 項に定められている一又は二以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう。

## 第2条: アンチ・ドーピング規則違反

第2条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況及び行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、一又は二以上のこれらの個別の規則に対する違反のUSADAによる主張に基づき開始されることになる。

本アンチ・ドーピング方針の対象となる競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、UFC禁止表に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング方針違反を構成する。

### 2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること

- 2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、第2.1 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反を証明するためには、競技者側の使用に関する意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。(意図、知識、過誤、過失、無過失、不注意又はその他の証拠基準の概念を組み入れた、本アンチ・ドーピング方針の他の明示的な規定に従う)
- 2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記第2.1 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反の十分な証拠となる。第7条に基づき競技者への通知がなされた後、競技者のA検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合であって、(当該競技者のB検体を分析させる権利の放棄を含み)B検体の分析が行われない場合;又は、競技者のB検体が分析され、B検体に、A検体で発見された禁止物質若しくはその代謝物若しくはマーカーの存在が追認された場合;又は、WADA 分析機関に関する国際基準に記述される条件に基づいて、競技者の A または B 検体が二つの部分に分けられ、分割した検体の確認部分の分析が、第一の分割した検体の一部分またはアスリートが分割した検体の確認部分の分析を放棄するにおいて発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在を追認した場合。
- 2.1.3 UFC禁止表に量的閾値又は決定濃度レベルが明記されている物質、及び2.1.3.1及び2.1.3.2条で規定されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検出された場合、その量の多寡にかかわらず、アンチ・ドーピング方針違反が成立する。
  - 2.1.3.1 UFC禁止表で決定濃度レベルが具体的に特定されている禁止物質についてのみ、A検体又はB検体が該当する決定濃度レベルを下回っている場合、そのような発見は本アンチ・ドーピング方針の下で非定型報告として扱われる。
  - 2.1.3.2 UFC禁止表で決定濃度レベルが具体的に特定されている禁止物質についてのみ、競技者のA検体及びB検体の両方が該当する決定濃度レベル以上である場合、競技者は、聴聞会又はその他において、競技者のA検体及び/又はB検体が該当する決定濃度レベ

ルを下回っていることに異議を申し立てることはできない。(ただし、競技者のA検体及び/又はB検体に禁止物質が存在するかどうかにかかわらず、この規定は、聴聞会などで異議を申し立てる競技者の権利を制限するものではない)

- 2.1.4 第2.1 項における一般原則の例外として特定の禁止物質及び禁止方法の評価に関する特別な基準を国際基準及びWADA技術文書又はUFC禁止表において定めることができる。
- 2.1.5 プログラムに参加する競技者が、USADAによる検査の前に、自主的かつ迅速に、UFC禁止表に含まれる常時禁止されている禁止物質若しくは禁止方法の使用又はその使用を企てたことをUSADAに対して開示した場合には、競技者の検体におけるかかる開示物質又は方法の存在若しくは証拠は、もし、USADAがそれは競技者がプログラムに参加する前に禁止物質若しくは禁止方法を使用した結果である旨判断すれば、アンチ・ドーピング方針違反とはみなされないものとする。

### 2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

- 2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすること及び禁止方法を使用しないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、本アンチ・ドーピング方針で特に明記されている場合を除き、禁止物質又は禁止方法の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関する意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。(意図、知識、過誤、過失及びその他の基準の概念を組み入れた、本アンチ・ドーピング方針の他の明示的な規定に従う)。
- 2.2.2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチ・ドーピング方針違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又は、その使用を企てたことにより成立する。

### 2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行

本アンチ・ドーピング方針において定められた通告を受けた後に、検体の採取を意図的に回避し、又は、やむを得ない理由によることなく検体の採取を意図的に拒否し又は意図的若しくは不注意にこれを履行しないこと。

### 2.4 居場所情報関連義務違反

UFCの定めた「居場所情報に関する指針」で定義されている12か月間の期間内に3回居場所情報関連義務違反を犯すこと。

### 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

ドーピング・コントロールの過程を妨害するが、別途禁止方法の定義には含まれない意図的な行為。不当な改変とは、以下を含むが、これに限らない。

- 2.5.1 ドーピング・コントロールのあらゆる側面に関する結果管理または判断結果の賦課に影響を与えたり、他の同様の意図的な妨害または妨害の企てのために、行為を行う、または行為を行わないためにわいろを申し出たり、受領すること、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与えたり、できないようにすること、UFC または USADA または TUE 委員会または聴聞委員会に提出される書類の偽造、証人から偽証を取得すること、UFC または USADA または聴聞会に対してその他の虚偽行為を行うこと。

2.5.2 やむを得ない理由なしに、プログラム参加前に、過去1年間に、UFC禁止表によって常時禁止とされているクロミフェン、特定されていない方法、又は特定されていない物質を過去1年以内に使用したこと、使用を企てたこと、又は所有したことをUSADAに対して開示することを怠ること。禁止物質若しくは禁止方法の過去における使用、使用を企てたこと、所有したことが、プログラム参加前に開示された場合、これらの方針違反を構成しないものとする。しかしながら、かかる行動の自認により、競技者を第5.7.4条に記載された通知期間要件の対象となる。さらに、競技者の当該物質又は方法の使用が正当な医師による処方又は推奨によるものでない限り、かかる行動は、もし競技者がその後アンチドーピング方針違反を犯せば、第10.7条の適用において、制裁措置と見なされるか、違反として見なされる。

## 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

2.6.1 競技会（時）において禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有し、又は、競技会外において競技会外における禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有すること。但し、当該保有が第4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例（以下、「TUE」という。）又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。

2.6.2 競技者、競技会又はトレーニングに関して、禁止物質若しくは禁止方法を競技会（時）においてサポートスタッフが保有し、又は、競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を競技会外においてサポートスタッフが保有すること。但し、当該保有が第4.4 項の規定に従って競技者に付与されたTUE又はその他の正当な理由に基づくものであることをサポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

## 2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を執行し、又は、不正取引を企てること

## 2.8 競技会（時）において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること

## 2.9 違反関与

、以下に係る支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関与。(a) 他の人によるアンチドーピング規則違反、アンチドーピング方針違反の企て、又は第10.12.1 項の違反に関するもの。(b) 本アンチドーピング方針の対象ではない個人による行動で、もし、対象であったらアンチドーピング方針違反となっていたであろう行動。

## 2.10 特定の対象者との関わり禁止

競技者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。

2.10.1 UFC、USADA、その他のアンチドーピング機関、又は競技委員会の管轄にあり、第10.12.1.2条のもとで資格停止期間中であるもの。

2.10.2 UFC、USADA、その他のアンチドーピング機関、又は競技委員会の管轄に服しておらず、仮にかかると本アンチドーピング方針が適用される場合、本アンチドーピング方針違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又は、かかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から6年間又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、

2.10.3 第2.10.1 項又は第2.10.2 項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動しているサポートスタッフ。

第2.10条違反を立証するためには、USADAは、競技者又はその他の人が、従前より、競技者又はその他の人がUSADA から、書面にて、サポートスタッフが関わりを禁止される状態にあること及び関わりを持った場合に賦課される措置の内容について知っており、かつ、当該競技者又はその他の人が関わりを合理的に回避できたことを立証する必要がある。また、USADA は、第2.10.1 項及び第2.10.2 項に記載される基準が自己に適用されない旨の説明をサポートスタッフが15 日以内にUSADA に対して提起できるということについて、競技者又はその他の人に対する通知の対象であるサポートスタッフに知らせるよう、合理的な努力を行うものとする（第17 条に関わらず、サポートスタッフの関わり禁止の原因となった行為が第20.5 項に定めるプログラム開始日に先立ち行われた場合であっても、本条は適用される）。

第2.10.1 項又は第2.10.2 項に記載されたサポートスタッフとの関わりが、職務上又はスポーツと関連する立場においてなされたものではないことの挙証責任は、競技者又はその他の人がこれを負う。

## 第3条:ドーピングの証明

### 3.1 挙証責任及び証明の程度

アンチドーピング方針違反が発生したことを証明する責任は、USADA が負うものとする。証明の程度は、USADA が明確かつ説得力のある証拠のあるアンチドーピング方針違反を確立可否による。当該証明の程度は、すべての事案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、アンチドーピング方針に違反したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は、特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本方針によって負わされる場合には、証明の程度は、ここに別段の定めがある場合を除き、証拠の優越とする。UFC禁止表に記載されている決定濃度レベルは、異議申し立ての対象にならない。

### 3.2 事実の証明方法及び推定の方法

アンチドーピング方針違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼性における手段により証明される。ドーピング事案においては、次の証明原則が適用される。

3.2.1 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後 WADA により承認され、ピアレビューを経た分析方法及び閾値の設定は、科学的に有効なものであると推定される。UFC禁止表に記載されている決定濃度レベルは、異議申し立ての対象にならない。

3.2.2 WADA 認定の分析機関、及びその他 WADA が承認する分析機関では、「分析機関の国際基準」に基づいて検体の分析及び管理の手続を実施しているものと推定される。競技者又はその他の人は、違反が疑われる分析報告を引き起こした可能性のある「分析機関の国際基準」からの逸脱が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告を引き起こした可能性のある「分析機関の国際基準」からの逸脱の発生を提示することによって上記の推定に反論する場合、USADA は、当該逸脱が、違反が疑われる分析報告を引き起こしていない証明する責任を負うものとする。

3.2.3 その他の国際基準、又は他のアンチドーピング方針、又は本アンチドーピング方針で定める規則からの逸脱が、違反が疑われる分析報告、又はその他のアンチドーピング方針違反の原因ではない場合、これらの証拠若しくは結果

等は無効にはならないものとする。競技者又はその他の人が、不利な分析結果に基づくアンチ・ドーピング方針違反、又はその他アンチ・ドーピング方針違反の合理的な原因となった可能性のあるその他の国際基準又は他のアンチ・ドーピング方針—若しくは規則からの逸脱を証明した場合、USADA は、その逸脱が、違反が疑われる分析報告の原因、又は、アンチ・ドーピング方針違反の事実上の根拠でないことを証明する責任を負うものとする。

- 3.2.4 正当な司法権を持つ裁判所もしくは職務上の懲戒の裁決機関によって確定され、それについて不服申立てがなされていない事実は、競技者又はその他の人が、その決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その事実に関する決定の名宛人である競技者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。
- 3.2.5 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での書面による要請の後に、(直接又は聴聞パネルの指示に基づき電話により)聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネル又は USADA からの質問に対して回答することについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合、聴聞パネルは、アンチ・ドーピング方針違反の聴聞会において、その事実を根拠として、アンチ・ドーピング方針に違反した旨を主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる合理的な推定を行うことができる。
- 3.2.6 第 3.2.1 項及び第 3.2.2 項に規定された推定は、第 3.1 項に規定されているように、競技者又はその他の人によって反論される場合がある。

## 第 4 条: UFC 禁止表及び TUE

### 4.1 UFC 禁止表の組み込み

本アンチ・ドーピング方針には、UFC 禁止表が組み込まれている。UFC 禁止表又は改定において別段の定めがない限り、UFC 禁止表及び改定は、UFC による特別の措置を要せずに、UFC(又は該当する範囲で WADA)による公表の3か月後に、本アンチ・ドーピング方針の下で発効される。すべての競技者又はその他の人は、失効日から追加の手続きなく、UFC 禁止表及びその改訂に従うものとする。すべての競技者及びその他の人は、最新の禁止表及びその改訂内容を把握しておく義務がある。

### 4.2 UFC 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

#### 4.2.1 禁止物質及び禁止方法

UFC 禁止表さらに詳細が記載されたWADA 禁止表を組み込んでいる)は、将来の競技において競技力を向上する可能性、又は隠蔽の可能性があるため、禁止表には、常時(競技会(時)及び競技会外において)ドーピングとして禁止されている禁止物質及び禁止方法、並びに競技会(時)においてのみ禁止されている物質及び方法を特定する。

#### 4.2.2 特定物質及び特定の方法

第 10 条の適用にあたり、UFC 禁止表さらに詳細が記載されたWADA 禁止表を組み込んでいる)どの禁止物質が特定又は非特定物質であり、どの禁止方法が特定又は非特定方法であるかを特定するものとする。UFC 禁止表で特に明記されていない場合は、WADA 禁止表又は規程の特定又は非特定物質又は方法として禁止物質又は禁止方法の識別が適用される。

### 4.3 UFC の禁止表の決定

UFC 又は WADA による、UFC 禁止表に含める UFC 禁止物質及び禁止方法、禁止表のカテゴリとなる物質の分類、及び常時、又は競技会(時)のみ禁止される物質の分類における決断は、最終であり、その物質又は方法がマスキング剤ではなかった、又はパフォーマンスを向上させる、健康リスクを示す、若しくはスポーツの精神に違反する可能性はなかったという議論に基づいて、競技者又はその他の人によりその正当性を疑う対象とはならない。

### 4.4 治療使用特例(「TUE」)

- 4.4.1 禁止物質若しくはその代謝物、マーカ-の存在、又は禁止物質若しくは禁止方法の使用、使用の企て、保有若しくは投与、投与の企ては、USADA が認可する TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング方針違反とは判断されないものとする。
- 4.4.2 禁止物質又は禁止方法を使用又は使用を企てるすべての競技者は、USADA の TUE 又は UFC が作成した TUE 方針で確認しなければならない。
- 4.4.3 本アンチ・ドーピング方針の適用範囲において UFC 又は USADA の対象であり、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関から TUE を付与される競技者は、USADA に対して速やかに TUE の控えと、TUE の補足資料すべてを提出しなければならない。USADA には、競技者に対して補足資料及び証拠資料を要求する権限がある。USADA は、TUE、TUE の補足資料、及び USADA が要求する追加資料の要請を USADA が受領してから 21 日間以内に、競技者に対して TUE の承認又は拒否のいずれかを通知しなければならない。
- 4.4.4 TUE の要請は、以下のスケジュールに従って提出すること。(a) 競技者による試合への参加が予定されていない場合で禁止医薬品の使用予定日より 21 日以上前；(b) 競技者の試合参加が 90 日以降に予定されている場合で使用予定日より 90 日以上前；又は (c) 90 日以内の事前通知で競技者が試合に参加する場合は可能な限り早く。USADA では、提出又は申請の遅延に対して TUE の遡及を考慮する。但し、USADA により、申請の遅延が、競技者がコントロールできない要因に起因しないと判断された場合、競技者は、TUE 申請の処理費用を最大で全額負担する場合がある。
- 4.4.5 TUE の失効、取消、撤回、破棄
  - 4.4.5.1 本アンチ・ドーピング方針に従った TUE 付与:(a) 付与された期限が終了すると、通知又は手続きなどを行わずに自動的に失効する；(b) TUE 付与時に TUE 委員会によって賦課された条件を競技者が速やかに従わないと取り消される；又は (c) 付与後に TUE の付与基準が満たされていない場合は、TUE 委員会により撤回されることがある。
  - 4.4.5.2 この場合、TUE の失効、取消、撤回、破棄の有効日以前の TUE に従い、その競技者は、その競技者による当該禁止物質又は禁止方法の使用、保有、又は投与に基づいたいかなる措置の対象とならないものとする。第 7.2 項に基づく後続の違反が疑われる分析報告の審査において、その報告は、アンチ・ドーピング方針違反が主張されないその日までの禁止物質又は禁止方法の使用と一貫性があるかどうかを考慮する必要がある。

#### 4.4.6 競技委員会との連携

UFC 又は USADA は、適切な競技委員会と協力して TUE の申請を調整する。UFC の競技者は通告を受ける立場にある。但し、UFC 及び USADA は競技委員会による UFC TUE の認識、又は独自の TUE の付与に関する決定には関与しないため、UFC の競技者は、競技委員会独自の TUE が付与されていない限り、競技委員会が禁止する物質又は方法は使用しないこと。さらに、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関から TUE を付与された競技者は、UFC TUE を申請する必要がある。

#### 4.4.7 UFC が却下した TUE 申請の不服申立て

USADA による TUE 申請の却下は、本アンチ・ドーピング方針及び UFC 又は被指名人が採用する TUE ポリシーで定められる不服審査後、UFC の仲裁規程に従って不服申し立てを提起することができる。

## 第 5 条: 検査及びドーピング捜査

### 5.1 検査及びドーピング捜査の目的

USADA の協力の下、USADA、又は UFC が実施する検査及びドーピング捜査は、専らアンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。検査は、検査及び捜査の国際基準条項、及び国際基準を補充又は修正する特定の UFC 実施要項に準拠して実施される。

5.1.1 検査は、禁止物質又は禁止方法の存在 / 使用に関する本アンチ・ドーピング方針で規定されている禁止に対する、競技者の遵守 (又は非遵守) に関する分析証拠を得るために行われるものとする。USADA が実施する、検査配分計画、検査、検査後の作業、及び関連作業は、UFC 実施要項により修正されていない限り、検査及び捜査の国際基準に適合して行われるものとする。USADA は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」及び本アンチ・ドーピング方針に従って行われる検査の数及び種類を決定するものとする。UFC 実施要項で修正されていない限り、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の条項は、当該すべての検査につき自動的に適用されるものとする。

5.1.2 ドーピング捜査は以下のとおり行われる。

5.1.2.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関連して、第 7.1 項、第 7.2 項及び第 7.3 項にそれぞれ従い、第 2.1 項及び / 又は第 2.2 項に基づきアンチ・ドーピング方針違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠 (特に分析的証拠を含む) を収集する目的で行われる。

5.1.2.2 その他のアンチ・ドーピング方針違反となりうる事項に関連して、第 7.4 項及び第 7.5 項にそれぞれに従い、第 2.2 項から第 2.10 項のいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング方針違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠 (特に非分析的証拠を含む) を収集する目的で行われる。

5.1.3 USADA 及び UFC は、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応である検査配分計画の策定について連絡し、特定対象検査を計画し、潜在的アンチ・

ドーピング方針違反に対するドーピング捜査の基礎を形成し、及び / 又はアンチ・ドーピング規則違反を証拠に基づいて立件するために、あらゆる利用可能な情報源からアンチ・ドーピング・インテリジェンスを取得し、評価し、処理することができる。

### 5.2 検査を行う権限

5.2.1 USADA は、本アンチ・ドーピング方針 (「ポリシーの適用範囲と適用」の項) で特定するすべての競技者に対し、競技会 (時) 検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。

5.2.2 USADA は、自己が検査権限を有する競技者資格停止期間中の競技者を含む) に対し、時間又は場所を問わず、検体を提供することを要請することができる。

### 5.3 競技大会時の検査

5.3.1 UFC の試合において競技委員会が要求しない限り、検体の採取は、USADA 又はその被指名人により主導され、指示されるべきである。

### 5.4 検査配分計画

「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従い、USADA は、検査の種類、採取される検体の種類、及び検体分析の種類を考慮した、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応の検査配分計画を策定し、実施するものとする。

### 5.5 検査の連携

USADA は、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関と連携して同じ競技者に対して検査を実施することがある。

### 5.6 競技者の居場所情報

競技者は、UFC が定めた「居場所情報に関する指針」に従って各自の居場所情報を USADA に提供しなければならない。

### 5.7 新規 UFC 競技者と UFC 競技会に復帰する元 UFC 競技者の 通知要件

5.7.1 UFC で以前競技をしたことがない競技者は、UFC とのプロモーション契約を締結し、最初の UFC の試合前少なくとも 1 か月間検査を受けられるようになるまで、UFC の試合で競技することはできない。下記第 5.7.6 項で規定された条件が満たされた場合、上記の規則は、新規 UFC 競技者が UFC とのプロモーション契約を締結した後、1 か月以内に試合に参加することを妨げることはないものとする。

5.7.2 UFC 主導の無活動により、UFC との契約関係を停止した競技者は、UFC とのプロモーション契約を締結し、最初の UFC の試合前少なくとも 1 か月間検査を受けられるようになるまで、UFC の試合で競技に復帰できない。下記第 5.7.6 項で規定された条件が満たされた場合、上記の規則は、復帰 UFC 競技者が UFC との新規プロモーション契約を締結した後、1 か月以内に試合に参加することを妨げることはないものとする。

5.7.3 UFC に引退の通知を付与した、競技者主導無活動により UFC との契約関係を失った競技者は、競技に復帰する意図を UFC に書面により通知し、競技会に復帰する前に 6 か月間にわたり検査を受けられるようになるまで、UFC 競技会の競技に復帰できない。UFC は、例外的な状況がある、又は 6 か月前の事前

の書面による通知要件の厳密な適用が競技者にとって明確に不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。

- 5.7.4 UFC 禁止表によって常時禁止されているクロミフェン、特定されていない方法、又は特定されていない物質の使用、使用を企てたこと、又は所有したことを自認又は立証され確認できる記録を持つ新規又は復帰競技者は、アンチ・ドーピング方針の対象ではなかったとしても、競技前少なくとも6か月間又は、競技者が最後に立証された使用から1年後のいずれか短い方の間、検査を受けられるようにするまで、UFCの試合で競技することを許可されないものとする。USADAの裁量により、かかる競技者は、競技参加を許可される前に、最低6か月の通知期間の間に最低2件の陰性の検体の提出を求められることがある。本規定は、以下の場合には適用されないものとする(i)競技者による禁止物質若しくは方法は有効なTUEに基づいたものである(ii)USADAが、その後競技者に当該物質又は方法に対するTUEを付与する。
- 5.7.5 競技者が資格停止期間中に UFC の競技から引退する場合には、当該競技者は、UFC に対し、競技に復帰する意図を少なくとも 6か月前までに書面により通知し(又は競技者が引退した日付において残る資格停止期間が 6か月を超える場合には、当該期間に相当する通知)、当該通知期間を通していつでも検査を受けられるようにするまで、UFC の試合又は競技委員会が承認又は認可した競技会における競技に復帰しないものとする。同様に、競技者が資格停止が課された期間に引退している場合には、競技者に対する制裁は、競技者が復帰する意図を書面により通知し、検査を受けられるようにするときまで保留されるものとする。
- 5.7.6 第5.7.1項及び第5.7.2項の対象となる競技者についての1か月通知期間要件は、その者が、資格喪失、傷害、又はその他のUFCにとって合理的に予期できない出来事のためにファイトカードを辞退した競技者の代わりとしてファイトカードに指名されたときは自動的に免除されるものとする。

## 第 6 条: 検体の分析

検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

### 6.1 認定分析機関及び承認分析機関の使用

第 2.1 項において、検体は、WADA 認定分析機関、又は WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。検体分析のために使用される WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関の選択は、USADA のみが決定するものとする。第 2.1 項以外の目的の場合、USADAは、WADA 認定分析機関又は WADA によって承認された分析機関以外による検体の分析を信頼することがある。この条項のいかなるものも、USADA が他の分析機関を使用して他の種類の法医学分析(例:DNA検査や指紋採取)を行ったり、外部の専門家の助言を求めたりすることを妨げるものではない。

### 6.2 検体の分析の目的

- 6.2.1 検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びに世界規程第 4.5 項に記載される監視プログラムに従って WADA が定めるその他の物質の検出、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、DNA 検査及びゲノム解析を含む検査実施における USADA の支援、又はその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。検体は、将来の分析を行うために採取し、保管することができる。

### 6.3 検体の研究

競技者から書面による同意を得る前に、研究目的のために検体を使用することはできない。第 6.2 項に記載された以外の目的で検体を使用する際は、そこから特定の競技者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段をすべて取り除かなければならない。

### 6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体を分析し、その結果を報告するものとする。

- 6.4.1 「分析機関に関する国際基準」に定められているとおり、分析機関は、独自の判断及び費用負担において、USADA が指定していない禁止物質又は禁止方法を検出する目的で、検体を分析することができる。このような分析の結果は報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様の有効性及び結果を有するものとする。

### 6.5 検体の更なる分析

検体は、A検体及びB検体双方の分析結果(若しくはB検体の分析をする権利がアンチ・ドーピング方針に従って放棄され若しくは分析が行われない場合においては、A検体の結果)がアンチ・ドーピング方針違反の主張の根拠として USADA から競技者に通知されるのに先立ち、いつでも USADA により保管され、更なる分析の対象とされることができる。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

検体は、いつでも USADA の裁量により、第 6.2 項に定める目的のために保管され、更なる分析の対象とされることができる。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

## 第 7 条: 結果の管理

USADA 又はその被指名人は、本方針の下、アンチ・ドーピング方針違反に対して結果の管理を実施する排他的な権限を有する。

### 7.1 USADA が主導する検査の結果管理

USADA 又はその被氏名人の主導する検査の結果に関する結果の管理は以下のとおり進められるものとする。

- 7.1.1 すべての分析の結果は、分析機関の正当な代表者の署名した報告において、暗号化された様式により、USADA に送付されなければならない。すべてのコミュニケーションは機密保持されなければならない。
- 7.1.2 USADA は、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a) 違反が疑われる分析報告が、UFC TUE 方針に定めるとおりに付与され、若しくは付与される予定である TUE と適合しているか否か、又は (b) 違反が疑われる分析報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな逸脱が存在するか否かを判断するために、審査を行うものとする。
- 7.1.3 第 7.1.2 項に基づき違反が疑われる分析報告に関する初期審査を行った結果、適用のある TUE 若しくは UFC TUE 方針に定められた TUE の資格、又は違反が疑われる分析報告の原因となる逸脱も確認されない場合、又は意思決定濃度レベルを下回っているため、非定型報告としてUSADAによって

管理される場合、USADA は、非定型報告のケース以外、速やかかつ同時に1、UFC、及び競技委員会(該当する場合)に対して書面にて通知しなければならない。この書面による通知には、第 14.1.3 項の説明に従って、以下の情報を含める必要がある。(a) 違反が疑われる分析報告；(b) 違反が問われたアンチ・ドーピング方針の内容；(c) 競技者は、B検体の分析を速やかに要求できる権利を有しており、指定された期限までに当該要求を行わなかった場合には、B検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること；(d) 競技者又はUSADA がB検体の分析を要求した場合に、B検体の分析(「分析機関に関する国際基準」に指定されている機関以内に予定されている)が行われる日時及び場所；(e) 競技者又は競技者の代理人は、「分析機関に関する国際基準」において規定された期間内に行われる当該B検体の開封と分析に立ち会う機会を有すること；及び、(f) 賦課されている暫定的資格停止(ある場合)。USADA が、違反が疑われる分析報告をアンチ・ドーピング方針違反として扱わないことを決定した場合には、競技者にその旨を通知するものとする。USADA は、競技者に要約された検体Aの文書パッケージを速やかに提供するものとする。分析機関から完全な検体Aの文書パッケージを受け取ったら、USADA は、競技者のケースがUSADA と競技者間の合意によって解決されていない限り、分析機関の国際基準で必要なすべての情報を含む完全な検体A文書パッケージを競技者に提供するものとする。

- 7.1.4 競技者又は USADA が要請した場合には、「分析機関に関する国際基準」に指定されている期間内、又は、過度の遅延がない、かかる状況下で合理的に必要なとされる長期的時間内にB検体を検査する取り決めを行うものとする。競技者は、B検体の分析に関する要件を放棄することにより、A検体の分析結果を受諾することができる。競技者が放棄した場合でも、上記にかかわらず、USADA はB検体の分析を進めることを選択することができる。
- 7.1.5 競技者及び／又はその代理人は、B検体の分析の場に立ち会うことが認められる。検体の分析は、「分析機関に関する国際基準」に指定されている期間内、又は、過度の遅延がない、かかる状況下で合理的に必要なとされる長期的時間内に行われる。また、USADA の代理人もその場に立ち会うことが認められる。
- 7.1.6 B検体が陰性であることが証明された場合には、(USADA が当該時間を第 2.2 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反として扱わない限り)、検査全体が陰性とみなされ、競技者及び UFC はその旨の通知を受けるものとする。
- 7.1.7 禁止物質又は禁止方法の使用が特定された(たとえば、B検体の分析により検体中の禁止物質又は禁止方法の存在(2.1.3.1で想定されているものを除く)、が追認された)場合、又は(アンチ・ドーピング方針に従って)B検体の分析が要請されなかった、若しくは放棄された場合、競技者は以下の書面による通知を受ける。(a) 主張されたアンチ・ドーピング方針違反の内容；(b) その主張の根拠、(c) 第 14.1.3 項に定められた追加情報；(d) 課せられる制裁措置；(e) 通知日から 10 日間以内に聴聞を要請することができる競技者の権利；及び (f) 競技者が本項の節に記載されている期間以内に聴聞を要請しない場合、制裁措置が即座に賦課されるものとする。USADA の受領後、競技者に提供していない場合、USADA は、国際標準規格が要求するすべての情報を含む完全な A検体及びB 検体 の分析機関の文書パッケージのコピーを競技者に速やかに提供するものとする。競技者がB検体の分析を放棄した場合、USADA はB 検体 の文書を提供する必要はない。

- 7.1.8 本方針のあらゆる目的において、競技者又はその他の人に対する通知は、競技者又はその他の人の USADA 又は UFC の法務部に登録されている最新の住所に翌日配達日で配送する、又はUSADA 又は UFC の法務部に登録されている競技者又はその他の人の最新の電子メールアドレスにメール送信するなど、効率的な方法で行われるものとする。実際の通知は、その他の方法で行われる場合がある。
- 7.1.9 違反が疑われる分析報告がUFC禁止表に記載されている決定濃度レベルを下回っている場合、サンプルは非定型報告としてUSADAによって審査される。USADA が、競技者がかかる禁止物質又は禁止方法を意図的に使用した、又は実際に使用したことを証明した場合、又は競技者が禁止物質又は禁止方法を使用していたという明白なリスクを無謀に無視した場合にのみ、USADA は、そのような非定型報告がアンチ・ドーピング方針違反であることを証明することができる。適用される判定濃度レベル以下の薬物乱用が報告された場合には、USADA は、アスリートが禁止薬物を能力向上の目的のために意図的に使用したことを証明する必要がある。

## 7.2 違反が疑われる分析報告の審査

- 7.2.1 「分析機関に関する国際基準」に規定されているように、ある状況下においては、分析機関は、他の特定の禁止物質の存在を、非定型報告、すなわち、更なるドーピング捜査の対象となる報告として、報告するように指示されることがある。
- 7.2.2 USADA は、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a) 適用のある TUE が付与されているか否か、若しくは UFC TUE ポリシーに定めるとおり付与されるのか否か、又は、(b) 非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな逸脱が存在するか否かを確認するための審査を実施するものとする。
- 7.2.3 仮に、第 7.2.2 項に基づく非定型報告の審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの逸脱が確認された場合には、検査全体が第 2.1 項の目的に対して陰性とみなされ、競技者はその旨連絡を受けるものとする。
- 7.2.4 仮に、審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの逸脱も確認されない場合、USADA は、所要のドーピング捜査を実施し、又はドーピング捜査が実施されるようにしなければならない。当該ドーピング捜査が完了した後、当該非定型報告が違反の疑われる分析報告として扱われる場合は、第 7.1.7 項に従ってその通知を競技者が受けるものとする。
- 7.2.5 USADA は、ドーピング捜査を完了し、かつ、非定型報告を違反が疑われる分析報告として提出するかを決定するまでは、次に掲げるいずれかの事情が存在する場合を除き、非定型報告に関する通知を行わない。
  - 7.2.5.1 USADA がドーピング捜査の結果を出す前にB検体の分析を実施すべきであると決定した場合には、非定型報告及び第 7.1.3 項 (d) から (f) に記載された情報に関する記述を含む書面による通知を競技者に行った後でB検体の分析を実施することができる。

7.2.5.2 UFC 又は USADA がサンプル収集時に競技者に対する管轄権を有する競技委員会、又は保留中の非定型報告が関連している、又はかかる聴聞会が検討されているか、競技委員会による懲戒措置が捜査されている競技者に予定されている懲戒又はライセンス審問にかかるとする競技者に対する管轄権を有する競技委員会に要請された場合 UFC 又は USADA は、かかる非定型報告が該当する競技者に開示されたことを確認した上で、競技委員会に助言することができる。USADA は UFC に事前に通知し、USADA は競技委員会が必要な管轄権を有するかどうかについて UFC と協議するものとする。協議の後、USADA が競技委員会の管轄権に関する UFC の決定に同意せず、USADA が競技委員会への開示を進めたい場合、そのような開示の前に、USADA と UFC が相互に同意しない限り、USADA と UFC は迅速な電話仲裁における単一の仲裁人による最終決定のために、管轄権に関する紛争を仲裁人（アンチ・ドーピング方針の日付の時点で McLaren Global Sport Solutions Inc.）に共同提出し、USADA と UFC は、それぞれの合理的な努力を用いて仲裁を完了し、紛争が仲裁人に照会されてから48時間以内に、仲裁人に決定を下すよう指示する（かかる仲裁の費用は、非勝訴当事者が負担する）。

7.2.5.3 検査結果を要請し、検体採集時に競技者に対する管轄権を有する競技委員会、又は保留中の非定型報告が関連している、又はかかる聴聞会が検討されているか、競技委員会による懲戒措置が捜査されている競技者に予定されている懲戒又はライセンス審問にかかるとする競技者に対する管轄権を有する競技委員会及びUSADAが、決定濃度レベル未満の違反が疑われる分析報告の分析機関による報告が競技委員会の規則又は規制への違反の証拠である可能性があることを認識した場合USADAは、かかる非定型報告が該当する競技者に開示されたことを確認した上で、競技委員会に助言することができる。USADAは競技委員会が必要な管轄権を有するかどうかについてUFCと協議するものとする協議の後、USADAが競技委員会の管轄権に関するUFCの決定に同意せず、USADAが競技委員会への開示を進めたい場合、そのような開示の前に、USADAとUFCが相互に同意しない限り、USADAとUFCは迅速な電話仲裁における単一の仲裁人による最終決定のために、管轄権に関する紛争を仲裁人（アンチ・ドーピング方針の日付の時点でMcLaren Global Sport Solutions Inc.）に共同提出し、USADAとUFCは、それぞれの合理的な努力を用いて仲裁を完了し、紛争が仲裁人に照会されてから48時間以内に、仲裁人に決定を下すよう指示する（かかる仲裁の費用は、非勝訴当事者が負担する）。UFCの書面による同意を事前に得て報告を提供するものとする。

## 7.3 アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査

USADA は、他のアンチ・ドーピング機関にアスリート・バイオリジカル・パスポート情報を提供したり、提供を受けたりする。

アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査は、「結果管理に関する国際基準」並びに「分析機関に関する国際基準」の定めに従って行われる。USADA が、アンチ・ドーピング方針違反が発生したと認めた場合には、第 7.1.7 項の規定のとおり競技者に速やかに書面にて通知するものとする。

## 7.4 居場所情報関連義務違反の審査

USADA は、UFC の居場所情報に関する指針の定義に従って、潜在的な居場所情報提出義務違反を審査する。USADA が、第 2.4 項のアンチ・ドーピング方針違反が発生したと認めた場合には、第 7.1.7 項の規定のとおり特定された情報を競技者に速やかに書面にて通知するものとする。

## 7.5 第 7.1 項から第 7.4 項の規定の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の審査

USADA は、第 7.1 項から第 7.4 項の規定の適用が及ばないアンチ・ドーピング方針違反の可能性に関する追加のドーピング捜査を実施するものとする。USADA が、アンチ・ドーピング方針違反が発生したと認めた場合には、第 7.1.7 項の規定のとおり特定された情報を競技者又はその他の人に速やかに書面にて通知するものとする。

## 7.6 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定

USADA は、上記の定めのとおり、主張されたアンチ・ドーピング方針違反を競技者又はその他の人に書面にて通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピング方針違反が存在するか否かを判断する試みを実施するものとする。

## 7.7 暫定的資格停止

7.7.1 任意の暫定的資格停止:USADA は、第 7.1 項に記載される審査及び通知の後いつでも、かつ第 8 条に記載される終局的な聴聞会に先立ち、アンチ・ドーピング規則違反が主張される競技者又はその他の人に対して暫定的資格停止を賦課することができる。

7.7.2 第 7.7.1 項に従い暫定的資格停止が賦課される場合には、競技者又はその他の人は、(a) 暫定的資格停止の賦課に先立ち若しくは当該賦課の後、適時な時期のいずれかにおいて、暫定聴聞会の機会、又は (b) 暫定的資格停止の賦課の後、適時な時期において、第 8 条に従った、緊急の終局的な聴聞会の機会のいずれかを付与されるものとする。

7.7.2.1 暫定聴聞会は、一人の仲裁者によって行われ、USADAによって特定された時間枠内に電話会議によって聴聞されるものとする。かかる聴聞によって仲裁者によって決定される唯一の問題は、暫定的資格停止を賦課すべきであるというUSADAの決定を支持すべきであるかどうかである。

7.7.2.2 USADAが競技者に対してアンチ・ドーピング方針違反を課する相当な理由がある場合には、暫定的資格停止を賦課すべきであるというUSADAの判定は支持されるべきである。しかしながら、相当な理由を確立するために、B検体分析が完了されている必要はないものとする。

7.7.2.3 競技者が、競技者による違反が汚染製品の使用によるものである可能性があることを USADA 又は仲裁者に対し立証した場合には、暫定的資格停止も取り消されることがある。

7.7.3 A検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が賦課されたが、それに続くB検体の分析がA検体の分析結果を追認しない場合には、競技者は、第 2.1 項の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止は賦課されないものとする。

7.7.4 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング方針違反につき通知を受けたが、暫定的資格停止は賦課されなかったすべての場合において、競技者又はその他の人は、当該案件の解決を待って、暫定的資格停止を任意に受諾する機会を与えられるものとする。

## 7.8 聴聞会のない解決

7.8.1 アンチ・ドーピング方針違反が主張された競技者又はその他の人は、当該違反をいつでも自認し、聴聞会を明示的に放棄し、USADA が申し入れる措置を受諾することができる。

7.8.2 前項の方法に代わり、アンチ・ドーピング規則違反が主張された競技者又はその他の人が、当該違反を主張する USADA が送付した通知において指定された妥当な期限内に当該主張を争わなかった場合には、当該競技者又はその他の人は、当該違反を自認し、聴聞会を放棄し、USADA が申し入れる措置を受諾したものとみなされるものとする。

7.8.3 第 7.8.1 項又は第 7.8.2 項が適用される場合には、聴聞パネルにおける聴聞は要請されないものとする。代わりに、USADA は当該アンチ・ドーピング方針違反行為が行われた旨及びその結果として賦課された措置を確認し、賦課された資格停止期間についての完全な理由を記載した決定書を速やかに発行するものとする。UFC は、第 14.3.2 項に従い当該決定を一般開示するものとする。

## 7.9 引退又は UFC との契約終了

USADA が、違反が疑われる分析報告、非定型報告又は違反が疑われる分析報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、又は潜在的な非定型違反の審査を含む結果の管理過程を進めている間に競技者が引退する又は UFC との契約を停止する場合には、USADA は、当該結果の管理過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、競技者が結果の管理過程の開始前に引退又は UFC との契約を停止する場合で、競技者がアンチ・ドーピング方針に違反した時点において USADA が競技者に対して結果を管理する権限を有する場合、USADA はそのアンチ・ドーピング方針違反について、結果を管理する権限を有するものとする。サポートスタッフ又はその他の人がアンチ・ドーピング方針に違反した時点で USADA がその人物に対して結果を管理する権限を有する場合、USADA は、そのアンチ・ドーピング方針違反に対する結果を管理する権限を有するものとする。

## 第 8 条: 公平、公正、及び独立した聴聞を受ける権利

### 8.1 聴聞

アンチ・ドーピング方針違反を疑われている競技者又はその他の人は、UFC の仲裁規程の定めに従って公正で独立した聴聞を受ける権利がある。UFC の仲裁規程の定めに従って下された決定は最終的かつ拘束力があり、不服申立ての対象とならない。

### 8.2 聴聞を受ける権利の放棄

聴聞を受ける権利は、競技者又はその他の人の書面による明示的な同意によって、又は競技者又はその他の人が UFC のポリシーで定めるようにアンチドーピング方針違反が発生した旨の USADA の主張に対し、異議申し立てをしないことにより放棄される (USADA が該当するすべての通知規定を遵守している場合)。

## 第 9 条: [意図的に省略]

## 第 10 条: 個人に対する制裁措置

### 10.1 アンチ・ドーピング方針違反が発生した競技会における成績の失効

競技会開催期間中又は競技大会に関連してアンチ・ドーピング方針違反が発生した、又は存在する場合、UFC の決定により、当該競技大会において得られたすべての競技者の成績は失効し、当該競技大会において獲得したタイトル、ランキング 賞金又は褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、第 10.1.1 項に定める場合は、この限りではない。

競技者の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者によるアンチ・ドーピング方針違反の重大性や、競技者の過誤の度合いなどが挙げられる。

10.1.1 競技者がアンチ・ドーピング方針違反に関して自己に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、UFC 及び USADA は関連競技委員会の裁量において、その競技会の競技者の成績は失効しないものとする。但し、当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

### 10.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て又は保有に関する資格停止

第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反による資格停止期間は、第 10.4 項、第 10.5 項又は第 10.6 項に基づく短縮又は猶予の可能性、又は第 10.2.3 項の資格停止の期間延長の可能性を条件として、以下のとおりとする。

10.2.1 非指定物質又は非指定方法がアンチ・ドーピング方針違反に関与する場合の資格停止期間は、2 年間とする。資格停止期間は、ドーピング防止ポリシー違反に特定されていない物質又は特定されていない方法が含まれる場合、2 年間とする。

10.2.2 指定物質に関連するアンチ・ドーピング方針違反の場合の資格停止期間は、1 年間とする。

10.2.3 さらに悪化させるような状況が生じている場合の資格停止期間は、最大 2 年間がさらに追加される。

### 10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止

第 10.2 項に定められた以外のアンチ・ドーピング方針違反に関する資格停止期間は、第 10.6 項が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。

10.3.1 第 2.3 項又は第 2.5 項の違反の場合には、資格停止期間は最低 2 年間から最高 4 年間とする。

10.3.2 第 2.4 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とし、競技者の過誤の程度により最短 6 か月となるまで短縮することができる。本項における 2 年間から 6 か月までの資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていたという重大な疑義が生じる場合には当該競技者にはこれを適用しない。

10.3.3 第 2.7 項又は第 2.8 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 4 年間、最長で永久資格停止とするものとする。18 歳未満の者に関連する第 2.7 項又は第 2.8 項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のもので

あった場合には、当該サポートスタッフに対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第 2.7 項又は第 2.8 項の違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告することができるものとする。

- 10.3.4 第 2.9 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 2 年間、最長で 4 年間が課されるものとする。
- 10.3.5 第 2.10 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とし、競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の事情により、最短 9か月となるまで短縮することができる。

## 10.4 過誤又は過失がない場合における無違反

- 10.4.1 個別事案において、競技者又はその他の人が「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、UFC 又は競技委員会が試合結果を失格とする権利の対象となり、このアンチドーピング方針に違反したことにはならない。このアンチドーピング方針に違反したことにはならない。
- 10.4.2 他の証拠方法を制限することなく、競技者は、明確かつ説得力のある証拠により競技者が違反が疑われる分析報告の原因は、(i) 汚染製品又は(ii) 認定サプリメントによるものであることを実証する個々の場合において過誤又は過失がないこととする。そのような場合、違反が疑われる分析報告に基づくアンチドーピング方針違反はなく、フォローアップテストに基づいてアスリートの検体に禁止物質が存在しなくなるまで、(又は、該当する禁止物質については、該当する決定濃度レベル以下)、又は物質の存在から評価可能なパフォーマンス上の利点は得られなくなるまで、競技者は試合に出場することはできない。

## 10.5 過誤の程度に基づいた資格停止期間の短縮

- 10.5.1 第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反に基づく特定物質又は特定方法に関する制裁措置の短縮  
アンチドーピング方針違反が特定物質又は特定方法に関連する場合において、競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で第 10.2.2 項に定められている資格停止期間とする。
- 10.5.2 その他のアンチドーピング方針違反  
第 10.5.1 項に定められていないアンチドーピング方針違反の場合には、適用されたであろう資格停止期間は、第 10.6 項に該当した場合の更なる短縮又は取消しに加え、競技者又はその他の人の過誤の程度により、短縮することができる。

## 10.6 資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置

- 10.6.1 アンチドーピング方針違反を発見又は証明する際の実質的な支援  
10.6.1.1 USADA は、競技者又はその他の人が USADA 又はその他のアンチドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、(i) USADA 又は他のアンチドーピング機関が他の人によるアンチドーピング方針違反を発見し、若しくは該当手続を提起し、実質的な支援を提供している人により提供された情報を USADA に提出した場合、又は (ii) 刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し、若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、USADA により利用可能となった場合には、USADA の単独の裁量で、資格停止及びその他の措置のすべて又は一部を猶予することができる。(iii) WADA が、本規程、国際基準または技術文書不遵守のため、Signatory、WADA 認定試験所、アスリートパスポート管理ユニット(試験および調査の国際基準に定義された通り)に対する法的手続きを開始する結果となる、または (iv) 犯罪捜査機関または懲戒機関がドーピング以外のスポーツ・インテグリティ違反から生じる犯罪行為またはプロフェッショナルもしくはスポーツ規則違反を提示する結果となる。実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間及びその他の措置が猶予される、又は免除される程度は、競技者又はその他の人により行われたアンチドーピング方針違反の重大性及び競技者又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピング、本ポリシーまたは規程不遵守および、またはスポーツ・インテグリティ違反の根絶のための実質的な支援の重要性により定まるものとする。競技者又はその他の人が、継続的に、協力せず、資格停止期間又はその他の措置の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、USADA は、元の資格停止期間及びその他の措置を復活させるものとする。

見し、若しくは該当手続を提起し、実質的な支援を提供している人により提供された情報を USADA に提出した場合、又は (ii) 刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し、若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、USADA により利用可能となった場合には、USADA の単独の裁量で、資格停止及びその他の措置のすべて又は一部を猶予することができる。(iii) WADA が、本規程、国際基準または技術文書不遵守のため、Signatory、WADA 認定試験所、アスリートパスポート管理ユニット(試験および調査の国際基準に定義された通り)に対する法的手続きを開始する結果となる、または (iv) 犯罪捜査機関または懲戒機関がドーピング以外のスポーツ・インテグリティ違反から生じる犯罪行為またはプロフェッショナルもしくはスポーツ規則違反を提示する結果となる。実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間及びその他の措置が猶予される、又は免除される程度は、競技者又はその他の人により行われたアンチドーピング方針違反の重大性及び競技者又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピング、本ポリシーまたは規程不遵守および、またはスポーツ・インテグリティ違反の根絶のための実質的な支援の重要性により定まるものとする。競技者又はその他の人が、継続的に、協力せず、資格停止期間又はその他の措置の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、USADA は、元の資格停止期間及びその他の措置を復活させるものとする。

- 10.6.2 十分及び完全な協力  
10.6.2.1 USADA は、その単独の裁量により、競技者又はその他の人が十分かつ完全な協力を提供した結果の管理権限を有する個々の場合に課される資格停止及びその他の措置を受ける期間のすべて又は一部を一時停止することができる。それ以外の場合に適用される資格停止期間が一時停止又は削除される程度は、アンチドーピング方針違反の深刻さと、競技者又はその他の人が提供する十分かつ完全な協力の重要性に基づく。
- 10.6.3 [意図的に省略]
- 10.6.4 乱用物質: 資格停止期間の短縮、資格停止に代わるリハビリテーション  
10.6.4.1 この第10条の他の規定にもかかわらず、(i) 第2.1項又は第2.2項の違反が乱用物質に関係する場合、及び(ii) 競技者は、違反が強化されず、強化を意図していなかったという証拠を優先して確立でき、試合での競技者のパフォーマンスを向上させるために、その後、前述の条項(i)及び(ii)が満たされる場合、下記のリハビリテーションプログラムへの競技者の参加に基づき、USADAが単独の裁量で決定した場合、それ以外の場合に適用される資格停止期間は短縮又は削除される場合がある。  
10.6.4.2 競技者が、競技者の単独費用で、認証、認定、及び独立した薬物乱用治療プログラムを完了すると、USADA の独自の裁量決定で、資格停止期間が短縮又は削除される場合がある。資格停止期間

の短縮又は削除は、常に競技者のかかる薬物乱用治療プログラムの十分かつ満足のいく完了を条件とする。競技者が上記の文に従い、かかる薬物乱用治療プログラムを完了しない限り、競技者に適用される資格停止期間は自動的に課せられるものとする。(薬物乱用治療プログラムでかかる競技者が務める期間については、第10.11.3.1項に基づきクレジットを受け取ることを条件とする)。

10.6.5 第10.6.1項、第10.6.2項、又は第10.6.4項に基づく資格停止期間を排除又は削減する、又は排除又は削減しないというUSADAの裁量的決定は、聴聞会で審議されるか、又は単に競技者は、かかる裁量の決定が報復的であるか、又はプログラムに対する競技者の見解のために競技者に対してバイアスをかけられていることを、かかる聴聞会又は申し立てで証明できる。

## 10.7 複数回の違反

10.7.1 第10.7.3項に従い、競技者又はその他の人の2回目のアンチ・ドーピング方針違反に対する、資格停止期間は以下のいずれか短い方とする。(a)最初の違反に適用される資格停止期間に2回目の違反の資格停止期間を加えたもの。いずれの違反についても第10.6項に基づく短縮は考慮されない。又は(b)2回目の違反に対する資格停止期間の2倍。ただし、第10.6項に基づく短縮は考慮されない。上記の資格停止期間は、第10.6項の適用によりさらに短縮される場合がある。

10.7.2 第10.7.3項に従い、3回目のアンチ・ドーピング方針違反は、それが2回目の違反であった場合課せられる資格停止期間の最小期間を2倍した期間となり、最長で常に永久の資格停止となる。

10.7.3 USADAは、その単独の裁量で、USADAが単独かつレビュー不能な裁量で判断し、競技者の1つ以上の違反が意図的であり、かつ/又はUSADAが決定した競技者の重要な実質的支援又は十分かつ完全な協力の競技者の規定に基づいているとは考えられない場合、複数の違反に対する強化された制裁を課さないことを選択することができる。先行する文にもかかわらず、競技者は、明確かつ説得力のある証拠により、2番目又は3番目(又はその他の該当する追加の違反)が意図的ではないことを実証しなければならないという条件で、この第10.7項に基づく資格停止期間の拡大の賦課に異議を申し立てることができる。

10.7.4 競技者又はその他の人が、最新のアンチ・ドーピング方針の違反が意図的でないことを明確かつ説得力のある証拠によって立証する場合、競技者又はその他の人は第10.7項に基づく強化の対象とはならない。

10.7.5 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

10.7.5.1 第10.7項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、競技者又はその他の人が第7条に基づくアンチ・ドーピング方針違反の書面による通知を受けた後に、又は、USADAが初回のアンチ・ドーピング規則違反(及び/又は、該当する場合、これまでの全違反)の書面による通知をするために合理的な努力を行った後に、当該競技者又は当該人が2回目の違反を行ったことをUSADAが証明できた場合にのみ、そのアンチ・ドーピング方針違反は2回目のアンチ・ドーピング方針違反であると判断される。USADAがその事実を証明することができない場合には、その2回の違反は、全体として一つの1回目の違反として扱われ、それに対する制裁措置は、より厳しいものが課されるものとする。

10.7.5.2 1回目のアンチ・ドーピング方針違反に対する制裁措置の賦課の後、USADAが1回目のアンチ・ドーピング方針違反に関する通知以前に発生した競技者又はその他の人によるアンチ・ドーピング方針違反の事実を発見した場合、USADAは、仮に2つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。複数のアンチ・ドーピング方針違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング方針違反まで遡ったすべての競技会における結果は、第10.8項に規定されているとおりに失効する。

10.7.5.3 競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関により本アンチ・ドーピング方針の発効日の前又は後に決定された判断は、競技者又はその他の人による禁止物質又は禁止方法が関係する規則に違反したという報告、又はアンチ・ドーピング方針違反は、手続きが公平であり、その違反がこれらのポリシーの違反であった場合、制裁の対象と見なされるか、又は本条項に基づく違反と見なされることができる。かかる違反が本アンチ・ドーピング方針に基づく違反を構成しない場合、その違反は第10.7項の目的においても、違反と見なされないものとする。

10.7.6 10年以内の複数回のアンチ・ドーピング方針違反

第10.7項の適用において、各アンチ・ドーピング方針違反を複数回の違反とみなすためには、それぞれ違反が10年以内に発生していなければならない。

## 10.8 検体の採取又はアンチ・ドーピング方針違反後の競技会における成績の失効

第10.1条に基づき、競技会における成績が失効することに加えて、アンチ・ドーピング方針違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、UFCにより失効するものとし、その結果として、タイトル、ランキング、賞金又は褒賞の剥奪を含む措置が課される。

## 10.9 剥奪賞金の負担

競技委員会による要請がない限り、剥奪された賞金は、UFCの独自の裁量により、プログラムの費用を補正するか、アンチ・ドーピング研究活動に与えられる。

## 10.10 [意図的に省略]

## 10.11 資格停止期間の開始

以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞パネルが資格停止を定める終局的な決定を下した日、又は、本アンチ・ドーピング方針に従って、聴聞会に参加する権利が放棄され若しくは聴聞会が行われない場合には、資格停止を受け入れた日、若しくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始するものとする。

10.11.1 競技者又はその他の人の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において競技者又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、USADAは、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング方針違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間中(遡及的資格停止を含む)に獲得されたすべての競技結果は、UFCにより失効されるものとする。

## 10.11.2 適時の自認

競技者又はその他の人が、USADA により、アンチ・ドーピング方針違反に問われた後、速やかに(いずれの場合も、競技者とは、競技者が再度競技に参加する前を指す)アンチ・ドーピング方針違反を自認した場合には、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング方針違反の発生日のいずれかまで資格停止期間の開始日を遡及させることができる。但し、いずれの事案においても、本条が適用される場合には、競技者又はその他の人は、競技者又はその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日、制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日又は制裁措置がその他の方法で賦課された日から開始して、少なくとも資格停止期間の半分を服するものとする。

## 10.11.3 服した暫定的資格停止又は資格停止期間の控除

- 10.11.3.1 競技者又はその他の人に暫定的資格停止が課され、かつ、当該競技者又はその他の人がこれを自発的に受け入れ遵守した場合、当該競技者又はその他の人は、最終的に課せられる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。
- 10.11.3.2 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、又は、所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止又は競技委員会による出場停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

## 10.12 資格停止期間中の地位

### 10.12.1 資格停止期間中の参加の禁止

- 10.12.1.1 資格停止を宣言された競技者は、その資格停止期間中、UFC の競技会で競技できない(しかし、トレーニング・パートナー、コーナー、コーチ、または同様の競技をしない立場で許可される場合もある)。資格停止期間の対象となる競技者競技者は、本アンチ・ドーピング方針に従って検査の対象となる。
- 10.12.1.2 項 資格停止とされた者、またはアスリート・サポート者は、資格停止の期間中は、UFCパウトに関わるいかなる立場でも参加することはできない。

### 10.12.2 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者又はその他の人が、資格停止期間中に第 10.12.1 項の参加の禁止に違反した場合には、その参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の状況に基づいて USADA により、調整されることがある。

サポートスタッフ又はその他の人が、資格停止中の参加禁止に違反した人を支援した場合、USADA は、その支援に対して第 2.9 項の違反に基づく制裁措置を課すものとする。

## 10.13 制裁措置の自動公開

各制裁措置のうちの義務的事項として、第 14.3 項に定めるとおり、自動公開が含まれるものとする。

## 第 11 条: [意図的に省略]

## 第 12 条: [意図的に省略]

## 第 13 条: [意図的に省略]

## 第 14 条: 守秘義務及び報告

### 14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチ・ドーピング方針違反に関する情報

14.1.1 競技者及びその他の人に対するアンチ・ドーピング方針違反の通知 競技者又はその他の人に対する主張されたアンチ・ドーピング方針違反の通知は、本アンチ・ドーピング方針の第 7 項及び 14 項に定めるとおりとするものとする。

14.1.1.1 アンチ・ドーピング方針違反の通知の内容 第 2.1 項によるアンチ・ドーピング方針違反の競技者及びその他の人への通知には、少なくとも、競技者の氏名、出身国、特定の競技会に関連した違反の有無、検査種別(競技会外の検査又は競技会(時)検査)、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、その他「結果管理に関する国際基準」により要請される他の情報が含まれる。

第 2.1 項に基づく場合以外のアンチ・ドーピング方針違反の通知には、少なくとも、違反した方針、主張された違反の根拠、当該違反が特定の競技会に関連しているかどうか、本アンチ・ドーピング方針に従って、主張された違反に異議を申し立てる競技者又はその他の人の権利を示さなければならない。違反に関連する可能性のある試合がある場合にそれを適切に特定しないと、通知が無効にされず、又は本アンチ・ドーピング方針に基づく結果の失効が有効にならない。

### 14.1.2 アンチ・ドーピング方針の通知

14.1.2.1 USADA は、競技者又はその他の人に通知すると同時に、アンチ・ドーピング方針違反の主張を UFC に通知する。USADA は、アンチ・ドーピング方針違反として違反が疑われる分析報告を主張しないと決定した場合、UFC に通知する(このような違反が疑われる分析報告に関する USADA の捜査の完了の保留)。

14.1.2.2 アンチ・ドーピング方針違反の主張の通知は、USADA から任意の競技委員会に与えられる。ただし、競技委員会が結果を要求し、競技委員会が検体の採取時又は競技者の管轄権に関して競技者を管轄している場合に限る。検査結果が関連する、又はそのような聴聞会が予定された競技者と予定された制裁又はライセンス審問、又は競技委員会による制裁措置が捜査される。

UFC の書面による同意を得て報告を提供するものとする。USADA は UFC に事前に通知し、USADA は競技委員会が必要な管轄権を持っているかどうかについて UFC と協議するものとする。協議の後、USADA が競技委員会の管轄権に関する UFC の決定に同意せず、USADA が競技委員会への開示を進めたい場合、そのよう

な開示の前に、USADAとUFCが相互に同意しない限り、USADAとUFCは迅速な電話仲裁における単一の仲裁人による最終決定のために、管轄権に関する紛争を仲裁人(アンチ・ドーピング方針の日付の時点でMcLaren Global Sport Solutions Inc.)に共同提出し、USADAとUFCは、それぞれの合理的な努力を用いて仲裁を完了し、紛争が仲裁人に照会されてから48時間以内に、仲裁人に決定を下すよう指示する(かかる仲裁の費用は、非勝訴当事者が負担する)。USADAは、競技委員会がその情報に対して行うことについて一切責任を負わないものとする。

- 14.1.2.3 USADA又はUSADAが使用する分析機関が分析結果をWADAに開示する範囲で、かかる開示は匿名でなされ(実行可能な範囲で、又はかかる情報が他に公開されない限り)、結果が開示された競技者又はその他の人の身元を判断するために合理的に使用できる他の情報を含まないものとする。

#### 14.1.3 状況の報告

USADAが第14.1.2項に基づくアンチ・ドーピング方針違反の通知を受けた場合、UFCは、通知を受けた競技委員会又はアンチ・ドーピング機関に対して当該違反の解決についての説明を書面で提供するものとする。

## 14.2 [意図的に省略]

### 14.3 一般開示

- 14.3.1 USADAからアンチ・ドーピング方針に違反したと主張されている競技者又はその他の人の身元、及びその主張の事実上の根拠は、第7.1.3項、第7.2.4項、第7.3項、第7.4項又は第7.5項に基づき当該競技者又はその他の人に対して通知がなされた後にはじめて、UFCによって一般開示されることができる(ただし、UFCの書面による事前の明示的な同意がない場合、USADAによってなされない)。
- 14.3.2 第8条に基づく聴聞で決断が言い渡された、聴聞を受ける権利が放棄された、又は主張されたアンチ・ドーピング方針違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったときから20日以内に、UFCは、違反の対象となったアンチ・ドーピング方針、違反をした競技者又はその他の人の氏名、関係する禁止物質又は禁止方法(存在する場合)、及び課せられた措置を含む問題の処分について一般報告しなければならない。
- 14.3.3 UFCアンチ・ドーピングWebサイト(www.UFC.USADA.org)に必要な情報を掲載し、情報を1か月以上、又は資格停止期間の期間中、又は他の手段で公開することにより、情報を最低限公開するものとする。
- 14.3.4 競技委員会が検査結果を要請し、検体採集時に競技者に対する管轄権を有する、又は検査結果が関連する競技者との間で予定又は企図されている懲戒又はライセンスの聴取に関して、かかる競技者に対する管轄権を有する場合、又はUSADAが、かかる競技委員会が結果に関連する可能性のある捜査を実施することを勧告された場合、USADAは、競技委員会に通知する場合がある。USADAはUFCに事前に通知し、USADAはかかる競技委員会が必要な管轄権を有するかどうかについてUFCと協議するものとする。協議の後、USADAが競技委員会の管轄権に関するUFCの決定に同意せず、USADAが競技委員会への開示を進めたい場合、そのような開示の前

に、USADAとUFCが相互に同意しない限り、USADAとUFCは迅速な電話仲裁における単一の仲裁人による最終決定のために、管轄権に関する紛争を仲裁人(アンチ・ドーピング方針の日付の時点でMcLaren Global Sport Solutions Inc.)に共同提出し、USADAとUFCは、それぞれの合理的な努力を用いて仲裁を完了し、紛争が仲裁人に照会されてから48時間以内に、仲裁人に決定を下すよう指示する(かかる仲裁の費用は、非勝訴当事者が負担する)。結果は、UFCの書面による同意を得て、第7.2.5.2項、第7.2.5.3項、及び第14.1.2.2項に従って提供しするものとする。

- 14.3.5 聴聞会の後に、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング方針に違反していないと決定された場合、そのアンチ・ドーピング方針違反が一般開示されている場合は除き、その決定は、その決定の対象である競技者又はその他の人の同意がある場合のみ一般開示される。
- 14.3.6 USADA若しくはWADA認定分析機関、又はそれらの役職員などは、(手続き及び科学的知見の一般的な説明とは異なる)未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。
- 14.3.7 第14.3.2項において要請される義務的な一般報告は、アンチ・ドーピング方針違反を行ったと判断された競技者又はその他の人が18歳未満の者の場合には要請されないものとする。18歳未満の者に関する事案における任意的な一般報告は、当該事案の事実及び状況に釣り合うものとする。
- 14.3.8 第14.3.4項、第14.3.5項、又は第14.3.6項の条項にかかわらず、UFC又はUSADAは、(i)本アンチ・ドーピング方針の基で行われた決定又は取られた措置について行われた一般からの意見に対して応答することができる、又は(ii)競技委員会又は他の政府の規制、立法又は行政機関、又は法執行機関に証言又はその他の情報を提供した場合、いずれの場合も、そのような実体又は当局又は機関は競技者に対する必要な管轄権を有する。競技委員会に関して、USADAはUFCに事前に通知し、USADAは競技委員会が必要な管轄権を有するかどうかについてUFCと協議するものとする協議の後、USADAが競技委員会の管轄権に関するUFCの決定に同意せず、USADAが競技委員会への開示を進めたい場合、そのような開示の前に、USADAとUFCが相互に同意しない限り、USADAとUFCは迅速な電話仲裁における単一の仲裁人による最終決定のために、管轄権に関する紛争を仲裁人(アンチ・ドーピング方針の日付の時点でMcLaren Global Sport Solutions Inc.)に共同提出し、USADAとUFCは、それぞれの合理的な努力を用いて仲裁を完了し、紛争が仲裁人に照会されてから48時間以内に、仲裁人に決定を下すよう指示する(かかる仲裁の費用は、非勝訴当事者が負担する)。

### 14.4 統計数値の報告

UFCドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表する。UFC各検査において検査を受けた各競技者の氏名及び検査の日付に関する報告書についても公表することができる。

### 14.5 データプライバシー

- 14.5.1 UFC及びUSADAは、本アンチ・ドーピング方針及び国際基準(特に「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」を含む)に従い、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、競技者及びその他の人に関する個人情報を収集、保管、加工、又は開示することができる。

- 14.5.2 本アンチ・ドーピング方針に従って UFC、USADA 又は任意の人物に個人データを含む情報を提出する競技者は、適切なデータ保護法に従い、UFC、USADA 又は任意の人物が本アンチ・ドーピング方針を実行する目的で、プライバシー及び個人情報保護の国際基準に従い、及び本アンチ・ドーピング方針の執行に必要なそれらの情報を収集、処理、開示することに同意したと見なされる。
- 14.5.3 TUE を適用した結果として提出又は取得されるデータはなく、検体の収集又は分析、若しくはアンチ・ドーピング捜査は、医療情報又はヘルスケア情報と見なされる。

## 14.6 捜査に関連する情報の共有

UFC 又は USADA は、UFC、USADA、競技委員会、法執行機関、又はアンチ・ドーピング機関が実施する捜査に関連して、それぞれのケースで、競技委員会、規程署名アンチドーピング機関、又は法執行機関と機密情報を共有できる。ただし、そのような事業体、当局、又は団体は、競技者に対して必要な管轄権を有する。

前述の目的のために、様々な実体又は組織間の司法権の範囲が同一又は実質的に類似している必要はない。競技委員会に関して、USADA は事前に UFC に通知し、USADA は競技委員会が必要な管轄権を持っているかどうかについて UFC と協議するものとする。協議の後、USADA が競技委員会の管轄権に関する UFC の決定に同意せず、USADA が競技委員会への開示を進めたい場合、かかる開示の前に、USADA と UFC が相互に同意しない限り、USADA と UFC は司法管轄権に関する紛争を仲裁人(本アンチドーピング方針の日付時点で McLaren Global Sport Solutions Inc.)に共同申請して、迅速な電話仲裁における単一の仲裁人による最終決定を求め、USADA 及び UFC は、紛争が仲裁人に照会されてから48時間以内に、それぞれの合理的な努力を用いて仲裁を完了し、仲裁人に決定を下すよう指示する。(かかる仲裁の費用は、かかる仲裁における敗訴当事者が負担するものとする)。

## 第 15 条: 決定の適用及び承認

- 15.1 本アンチ・ドーピング方針に適合し、かつ、署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関によるその他の終局的な決定は、UFC により承認され、尊重されるものとする。
- 15.2 UFC、及び競技者、サポートスタッフ、及び本アンチ・ドーピング方針の対象であるその他の人物は、本アンチ・ドーピング方針に関連して UFC 又は USADA が行う決定は、すべての競技委員会、競技委員会により承認又は認可された競技会を主催するその他の主催者、及びその他のアンチ・ドーピング機関により認識され、UFC 又は USADA の決断が有効になるために必要なすべての措置を講じることを期待するものである。

## 第 16 条: [意図的に省略]

## 第 17 条: 時効

アンチ・ドーピング方針規則違反が発生したと主張された日から 10 年以内に、競技者又はその他の人が第 7 条の定めに従いアンチ・ドーピング方針違反の通知を受けなかった場合、又は通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該競技者又はその他の人に対してアンチ・ドーピング方針違反の手続きは開始されないものとする。

## 第 18 条: 教育

UFC 及び USADA は、ドーピングのないスポーツのための情報、教育及び予防プログラムを計画、実施、評価、及び監督し、競技者及びサポートスタッフによるそれらのプログラムへの積極的な参加を支援するものとする。

## 第 19 条: [意図的に省略]

## 第 20 条: アンチ・ドーピング方針の改訂と解釈

- 20.1 本アンチ・ドーピング方針及び UFC 禁止表は、UFC により適宜改定される。別段の指示がない限り、改訂は、UFC のアンチ・ドーピング用ウェブサイト ([www.UFC.USADA.org](http://www.UFC.USADA.org)) に公開してから 30 日間後に有効となる。
- 20.2 本アンチ・ドーピング方針は独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 20.3 本アンチ・ドーピング方針の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、本アンチ・ドーピング方針の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 20.4 規程、規程の各条項に付されている解説、及び国際基準は、本アンチ・ドーピング方針の解釈に使用されるものとする。但し、矛盾が生じる場合は、本アンチ・ドーピング方針が優先されるものとする。
- 20.5 本プログラムは、2015年7月1日(「プログラム開始日」)に発効され、有効となる。「ポリシーの適用範囲と適用」に記述のない限り、本アンチ・ドーピング方針がプログラム開始日以前に遡って適用されることはない。但し、第2.5.2項に基づいて開示された行為及びプログラム開始日より前に競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関により証明されたアンチ・ドーピング方針違反は、プログラム開始日以降に発生した違反について第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、「1 回目の違反」又は「2 回目の違反」として数えられる。
- 20.6 本アンチ・ドーピング方針の正文は、英語とする。英語版とその他の言語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先されるものとする。

## 第 21 条: 競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

### 21.1 競技者の役割及び責務

- 21.1.1 本アンチ・ドーピング方針について精通し、遵守すること。
- 21.1.2 いつでも検体採取に応じること。
- 21.1.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。

- 21.1.4 医療従事者に対して自らが禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置について、本方針に基づき採択されたアンチ・ドーピング方針に対する違反に該当しないようにすることに関して責任を負うこと。
- 21.1.5 競技者が過去 10 年の間に行ったアンチ・ドーピング方針違反について、競技委員会又は非署名当事者により認定された決定があれば、それを UFC 及び USADA に開示すること。
- 21.1.6 アンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に協力すること。競技者がアンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に全面的に協力しない場合は、UFC の「ファイター行動指針」又はその他の規律に基づいて不正行為を問われることがある。
- 21.1.7 合理的な努力を払って製品を検査し、かかる製品が汚染製品であるか認定済みサプリメントであるかを判断する。

## 21.2 サポートスタッフの役割及び責務

- 21.2.1 本アンチ・ドーピング方針について精通し、遵守すること。
- 21.2.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 21.2.3 競技者の価値観及び行動に対して自らの影響力を行使して、アンチ・ドーピングの態度を培うこと。
- 21.2.4 競技者が過去 10 年の間に行ったドーピング違反について、競技委員会又は非署名当事者により認定された決定があれば、それを UFC 及び USADA に開示すること。
- 21.2.5 アンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に協力すること。サポートスタッフがアンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に全面的に協力しない場合は、UFC の規律に基づいて不正行為を問われることがある。
- 21.2.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用又は保有しないものとする。サポートスタッフが正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用又は保有すると、UFC の規律に基づいて不正行為を問われることがある。

## 第 22 条: 権利放棄及び免責

試合に参加する、又は準備する、若しくは試合に参加する又は準備する競技者と共に行動する場合の条件として、競技者、サポートスタッフ及びその他の人は、UFC、USADA 及びその被指名人に対して、既知又は未知に関わらず、現在又は将来生じる、弁護士費用、誠意による行為又は不行為から生じるあらゆる請求、要望、訴因が及ばないように保護することに合意するものとする。

## 第 23 条: 経過規定

### 23.1 2021年度アンチ・ドーピング方針の一般的適用

2021年度アンチ・ドーピング方針は、2021年1月1日付(以下「発効日」という)でその効力を生ずる。

### 23.2 「寛大な法」主義が適用されない限り、遡及的には適用されない

発効日の時点で保留されているアンチ・ドーピング方針違反及び発効日より前に起こったアンチ・ドーピング方針違反に基づいて訴えられた事例については、申し立てられているアンチ・ドーピング方針違反が起こった時点で有効だった実体アンチ・ドーピング規則が適用されるものとする。ただし、現在の規則が競技者又はその他の人にとってより有益であり、事例の聴聞を行っているパネルが事例状況がこれらの規則の適用を必要とすると判断した場合はこの限りではない。

### 23.3 2021年度アンチ・ドーピング方針以前に下された判決の適用

2021年度アンチ・ドーピング方針は、終局的な裁決が発効日前に下されたアンチドーピングポリシー違反の場合には、適用されないものとする。

### 23.4 アンチ・ドーピング方針追加修正

いずれのアンチ・ドーピング方針追加修正も、第20.1項に規定されたように有効となる。

## 付属文書 1 定義

**投与:** 他の人による、禁止物質又は禁止方法の提供、供給、管理、促進、その他使用又は使用の企てへの参加をいう。但し、この定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質又は禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、その禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと、若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、この定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

**違反が疑われる分析報告:** WADA 認定分析機関、又は「分析機関に関する国際基準」及びこれに関連するテクニカルドキュメントに適合する WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在(内因性物質の量的増大を含む)が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

**違反が疑われる分析報告結果管理決定濃度レベル(「決定濃度レベル」):** UFC 禁止表に規定されているように、違反が疑われる分析報告結果管理決定濃度レベルは、報告された有害分析結果が非定型報告として USADA によって管理される禁止物質の検出された量である。

**アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告:** 適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

**さらに悪化させるような状況:** さらに悪化させるような状況は、アンチ・ドーピング方針違反が意図的であり、アンチ・ドーピング方針違反に競技者の試合におけるパフォーマンスを向上させる大きな可能性を秘めており、以下のいずれかの要因が存在する場合に生じる。競技者又はその他の人が、単独、又はアンチ・ドーピング方針違反を意図的に行う陰謀又は共同作戦にいずれかで、ドーピング防止計画又はテーマの一環としてアンチ・ドーピング方針違反を行った; 競技者又はその他の人が、複数の禁止物質又は禁止方法を使用又は保有した、若しくは禁止物質又は禁止方法を複数回使用又は保有した; 競技者又は人がアンチ・ドーピング方針違反の発覚又は決定を回避するために欺く、又は妨害行為を行った。

**アンチ・ドーピング機関:** UFC、USADA、WADA、規程署名当事者、又はアンチ・ドーピング・プログラムの実施を担当するその他の機関。

**競技者:** UFC の試合にファイターとして参加するため、UFC とプロモーション契約を締結したあらゆるファイター。第 2.8 項に基づく運営又は運営の試みの適用において、「競技者」という用語は UFC と契約をしているファイター、及びアマチュア又はプロの総合格闘技において競技する UFC 外ファイターの両方を意味するものとする。

**アスリート・バイオリジカル・パスポート:** 「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」に記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法。

**競技者主導無活動:** 下記の無活動(競技者主導)参照。

**サポートスタッフ:** 職業的又はスポーツと関連する立場において、競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うあらゆる人をいう。

**競技委員会:** 州又はその他の政府事業体が設立又は公認した規制機関で、総合格闘技大会又はそのような大会への参加者を規制、承認、認可、又は承諾する権限を持つ。

**企て:** アンチ・ドーピング方針違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わること。但し、企てに参与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング方針違反があったことにはならない。

**非定型報告:** 違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング捜査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

**アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく非定型報告:** 該当する国際基準において、アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

**試合:** UFC により推進又は実施される総合格闘技の競技会又は試合。

**認定サプリメント:** UFC 禁止表を参照のこと。

**明確かつ説得力のある:** 証拠の優勢よりも高いが、合理的な疑いのない証明よりも低い証明の基準。

**規範:** 世界アンチ・ドーピング規程をいう。

**アンチ・ドーピング方針違反の措置(「措置」):** 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング方針違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。(a)「失効」とは、特定の試合における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得したタイトル、ランキング、賞金及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。(b)「資格停止」とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第 10.12.1 項に規定されたように、バウトに関連して競技を行ったり参加することが禁止されることをいう。(c)「暫定的資格停止」とは、第 8 条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、第 10.12.1 項に規定されているのと同じ範囲において 競技者又はその他の人による試合 での競技又は試合 への参加が暫定的に禁止されることをいう。(d)「金銭的措置」とは、アンチ・ドーピング方針違反を理由として賦課される金銭的制裁措置をいう。(e)「一般開示」又は「一般報告」とは、一般公衆に対する情報の拡散又は伝達をいう。

(i) 汚染又は水、食品(原産国又は消費国の法律又は規制に準拠しない、該当する国境を越えた可能性のある食品を含む)又は処方薬など、環境汚染又はその他の無害な汚染による禁止物質、又は (ii) 製品ラベルに記載されていない禁止物質が含まれており、考慮されるすべての状況において、正当な注意を払う合理的な人は、製品に禁止物質が含まれる重大なリスクがあるとは思わないであろう製品。

**決定濃度レベル:** 違反が疑われる分析報告の結果管理の決定濃度を参照のこと。

**失効:** 上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

**ドーピング・コントロール:** 居場所情報の提出、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、捜査、結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程をいう。

**過誤(「過誤」):** 義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が 18 歳未満の者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者又はその他の人による期待される行

為水準からの逸脱を説明するにあたり、具体的に、関連性を有するものでなければならない。例えば、競技者又はその他の人が、当該違反が競技者のパフォーマンスを向上させる意図がなく、かつ向上させなかったことを証明できる場合には、その要因も、競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する際に考慮されるものとする。

**ファイトカード:** UFC主催の総合格闘技イベントの間に計画されている試合のプログラムをいう。

**金銭的措置:** 上記の「アンチ・ドーピング方針違反の措置」を参照すること。

**十分かつ完全な協力:** USADAの裁量による決定のように、競技者があるパフォーマンスを向上させるためにアンチ・ドーピング方針違反を犯すつもりはなかったことを競技者が実証し、該当する問題に関するすべての合理的な照会及び情報の要求に対し、完全で、迅速かつ真実の応答と情報を提供した場合(個々のケースにおいて、すべての点で)。これは、検体採取の通知前、又は後のいずれであっても、アンチ・ドーピング方針違反の是正要因として考慮されるものとする。十分かつ完全な協力は、いかなる場合においても、競技者が実質的な支援を提供することを要求したり、競技者の行為の有無を検討したりするものではない。十分かつ完全な協力は、悪化する状況に対し、制裁の可能性を排除するものとする。

**競技会(時):** 本アンチ・ドーピング方針の適用において、競技会(時)とは、試合が行われるファイトカードの開始予定前日の正午に始まり、試合後検体又は尿標本採取完了後に終了する期間をいう。試合後検体又は尿標本採取が合理的な時間内(競技者の試合後健康診断後1時間以内)にUSADAによって開始されない場合には、競技会(時)期間は、その時終了したものとす。

**無活動(競技者主導):** 競技者が、プロモーション契約に定められた期間中に、UFC及びUSADAに対して、UFC競技からの引退又は中断を通知し、そのため、居場所情報の提出義務又はUSADAによる検査を受けられるようにする義務から免除されるとき、競技者は、競技者主導無活動のため無活動であるとみなされるものとする。

**無活動(UFC主導):** 競技者が、プロモーション契約のUFCによる解除、又はプロモーション契約満了時に、UFCによる契約更新又は継続の拒否によって、UFCとの契約関係を有さなくなったとき、競技者は、UFC主導無活動のため無活動であるとみなされるものとする。

**資格停止:** 上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

**国際基準:** 規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして)国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

**マーカ:** 化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

**代謝物:** 生体内変化の過程により生成された物質をいう。

**18歳未満の者:** 18歳に達していない自然人をいう。

**過誤又は過失がないこと:** 競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング方針に違反したことについて、自己が知らず、又は、推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明した場合をいう。18歳未満の者の場合を除き、第2.1項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

**競技会外:** 競技会(時)以外の期間をいう。

**参加者:** 競技者又はサポートスタッフをいう。

**人:** 競技者又は競技者のサポートスタッフを含むがこれに限られない自然人又は組織その他の団体をいう。

**保有:** 実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう(これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は、禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は、支配を及ぼすことを意図している場合に限られる)。但し、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は、禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング方針に違反した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起していた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング方針違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入(電子的その他の方法を含む)は、当該購入者による保有を構成する。

**職業的又はスポーツと関連する立場:** 職業的又はスポーツと関連する立場において行動することは、マネージャー、コーチ、トレーナー、セコンド、コーナーマン、エージェント、オフィシャル、医療従事者として行動することを含むが、これに限らない。本アンチ・ドーピング方針の適用において、競技者のトレーニングへの間接的若しくは未梢的関与、又は競技者のトレーニングパートナーとして行動することは含まれない。

**プログラム:** 本アンチ・ドーピング方針で説明されているUFC本アンチ・ドーピングプログラム。

**禁止方法:** UFC禁止表に記載された方法をいう。

**禁止物質:** UFC禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

**プロモーション契約:** UFCと競技者との間のプロモーション及び付随的権利契約、又は同様の契約関係をいう。

**暫定聴聞会:** 第7.7項との関係において、第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

**暫定的資格停止:** 上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

**結果管理:** 第6条に従った通知または特定の事案(例:非定型報告、アスリート・バイオリジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反)において結果管理に関する国際基準第5条に明示的に規程された通知手順から、責任追及過程を通じて、聴聞過程の終了を含む、案件の最終的解決までの時間枠を包含する過程。

**一般開示又は一般報告:** 上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

**検体又は標本:** ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

**署名当事者:** 規程に署名し、本規程を遵守することに同意したスポーツ団体をいう。

**特定物質:** 第4.2.2項を参照すること。

**乱用物質:** UFC禁止表で乱用物質として特定された禁止物質。





UFCドーピング防止プログラム

(719) 785-2000

フリーダイヤル (866) 601-2632

海外からのフリーダイヤル : +8008-120-8120

UFCathleteexpress@USADA.org

[www.UFC.USADA.org](http://www.UFC.USADA.org)